(経済産業省)

													(小土ル	ルエイ	<b>\  </b> 7
制	度	名	保険会	会社等の	異常危	<b>`</b> )険準値	備金(	の延長	Ę						
税		目		说(租税 <sup>9</sup> 39 条の		置法第	第 57	条の	5、	68 条	の 55、	同法	施行	令第	33条
要望		火災共済協同組合及び同連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について、その適用期間を3年間延長する。													
の内容		※平成 24 年 ことを受け 「火災等共		て、平月	式 26	年4									
Т											.見込額 域収額)	-	_ ( <b>▲</b> 24	-	万円 i円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、災た要に会 策 災共業か限、共あら「常のの立の」経等る請めの の 共同者し定損済るに「災さたて適済に中さ契財 必 済でへなさ害金。、 台害らめた用	協的よ小れり膐 要 協火のがれ保の「平風には、金期て同にる企て者基 性 同災共らて険円「成2よる今額限い組不専業いた盤」「組等済、い会滑」13る弱後にをく合利業者るるの」「全に金火る社な」(号甚体のつ延こ	な用を。中安なよの災こに支手、大化新い長立資保・企をびる円共と比払・度平ながたてする。	易産獲(業区) 同員骨斉(さが) 兌娘気は、るに等す、者の) 連害な協事て滞、風3害惧異正こあのる(り。) 名を支同業、る 一年にさ常味と	る経必 保 会補払組地財可 8度よれ災収で中済要 語 「填い合域務能 号のりて害入、	小的が き よすが及が基性 、雪、いに共引企損あ 図 中る要び都盤が 平害火る備済き	業失る る い事青司道があ 戎、災 え掛者をこ 観 いをさ連府脆る 13台共 る金	が補と 点 と目い合県弱た 角済 たの相填か か 業的で会単でめ 年1協 め4/	互しら、う ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	のと済 共 互お 約定異財 11合及 異ま精す金 済 扶り 対さ常務 風び 常で常での 済 助、 貧れ災基 平川同 危掛	申60 協 コー やれども 成5司 危員にも円 同 の契 者て害盤 1号連 険金基の滑 絹 精糸 かいかの 16な合 準算	こうか 祖 一 神者 中る発強 年ど会 備入さする 一 にた 小こ生化 厚、の 金で	きらて 及 こと いこもと 度 り きごくり払 び 基る 企としが の相財 とき共、い づ中 業等た必 台次務 しる
今回	•	政に政策目位置	体 系 け る 的の	4. 取 <sup>7</sup>											
要望	合 理 性	政 策達成[		中小は一体を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認しません。	るため 実に積	、火き	災共	済協同	引組	合及で	が確実 び同連 常災害	合会が	(異常	危险	<b>美準備</b>
1=		置の道	寺別措 適用又 長期間	平成 25	年度7	から3	年間								

		1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		同上の期間 中の達成 目標	異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最 大規模の水準(伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済 金の額)まで積立てる。
		政策目標の 達 成 状 況	平成 23 年度に発生した異常災害により積立残高が減少したものの、本措置により、順調に異常危険準備金が積み立てられている。 〇異常危険準備金積立残高(本措置の対象となる3団体の合計) 9,688 百万円(平成 19 年度) 9,980 百万円(平成 20 年度) 10,232 百万円(平成 21 年度) 10,471 百万円(平成 22 年度) 10,198 百万円(平成 23 年度)
-			(山川:人父共月肠问他日次异音寺)
	有 効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	○適用見込み 1団体(平成24年度見込)(減収見込額▲1百万円) 1団体(平成25年度見込)(減収見込額▲1百万円) 1団体(平成26年度見込)(減収見込額▲1百万円) 1団体(平成27年度見込)(減収見込額▲1百万円)
			│ なお、本措置の対象となる火災共済協同組合及び同連合会は │ │3団体。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図り、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全化に発展に寄与する。 本措置がない場合、火災共済協同組合及び同連合会の税負担が増すことによって、異常危険準備金の毎年度の積立額が現状
			よりも減少することから、異常災害が発生した際に共済金の支
_	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	<u>払が困難になるおそれがある。</u> -
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥 当 性	本措置における損金算入の特例4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災共済協同組合60%、同連合会75%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、異常危険準備金の取崩しの際に益金算入され課税されるものであるため、適切であるとともに必要最低限の措置である。 なお、本措置は、保険会社、農業協同組合等と同様の措置となっている。

これまでの租税特別	租税特別 措 置 の 適用実績	〇直近事業年度損金算入額 298 百万円(平成 19 年度)(適用団体数 2) 284 百万円(平成 20 年度)(適用団体数 2) 274 百万円(平成 21 年度)(適用団体数 2) 116 百万円(平成 22 年度)(適用団体数 2) 111 百万円(平成 23 年度)(適用団体数 2) なお、平成 23 年度において、本措置の対象となる火災共済協 同組合及び同連合会3団体のうち2団体が特例措置を利用して いる。
租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置により、火災共済協同組合及び同連合会の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。
と効果に関	前回要望時 の達成目標	異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準(伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額)まで積立てる。
連する事項	前回要望時からのでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金が取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの(伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額)を下回っている。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。
	までの <sup>2</sup> 経 緯	昭和 36 年度 制度適用 7/100、昭和 53 年度 6/100、昭和 55 年度 4.5/100、昭和 57 年度 4/100、昭和 59 年度 2.5/100、平成 5 年度 5/100(平成 9 年度まで)、平成 10 年度 5/100(平成 12 年度まで)、平成 13 年度 5/100(平成 15 年度まで)、平成 15 年度 5/100(平成 18 年度まで)、平成 21 年度まで)、平成 21 年度まで)、平成 21 年度 4/100(平成 24 年度まで)